衛星等飛翔体落下予測等事故・事態等に 関する個別危機管理マニュアル

平成22年 3月

市民生活部危機管理室

本危機管理マニュアルについては、組織機構等の改正及び想定事例等が変更となった場合には、適時修正を行いながら対応する。

目 次

第	1	草	総	則																											
	1		∄	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	F	用語の	定義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	3	付象危	成機事	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	4	杰	想定被	医害規	模		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	5	ſ			織	体制	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
..																															
第	2	章	平常	対時の	危	機	管	理																							
	1		日常的	力業務	؛ لح	各音	部(かる	役	割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	ſ	 危機発	生時	·の;	連組	各個	本記	制	(フ	口		図)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
***	_	-	₩ → Æ	• 		- *.c		. .	_			,,	,																		
第	3	章	緊急	事態	等	発:	王は	持	<i>0</i>).	基.	本	的	ፖ	对	心																
	1	徝		孫翔	体	の衤	客	下-	子	測 [·]	情	報	(政	东	F機	製	等	≨)(こす	付了	上る	5 ×	付后	占	•	•	•	•	•	•	5
	2	彳		孫翔	体	の	答	下	目	撃	情	報	(住	三,天	2等	¥)(こす	付了	する	る対	讨厂	亡	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	3	¥	客下瑪	見場の	確	認。	と礼	波-	書	調	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	4	Ē	民間舫	忙空機	の-	事	汝氧	等	災:	害	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	5	ŀ	自衛隊	機の	事	故	等分	炎:	害	対	芯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第	4	章	危機	級東	時	のラ	計	小																							
~14	1	•	緊急事				-		課	題	整	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	2	Ż	波災者	始 溶	专:	摇刀	 ₹7	ドノ	生	活:	再	建	ىل	ラ	イ	フ	ラ	イ	ン	쑄	D:	復	[日·	忕	策				•		7

衛星等飛翔体落下予測事態及び落下事態等の危機事態対応

(苫小牧市国民保護計画想定事態を除く)

第1章 総 則

1 目 的

衛星等飛翔体(航空機等の落下物及び人口衛星等軍事目的以外の飛翔物体で未確認 飛行物体を含む)の落下予測事態及び落下により市民等への直接的被害が発生する危 機事態について、国等の関係機関と連携して必要な情報収集を行い、適切な行動と冷 静な対応について市民へ情報提供するとともに、落下事態に備えて警防体制と救急救 助体制の強化を図り、市民生活の安全と安定を図ることを目的とする。

なお、航空機事故については、「苫小牧市地域防災計画風水害等対策編第3章災害応 急対策計画の第24節大規模事故対策(航空機事故等を含む)に対する市の対応」を補 完するものとして、新千歳空港緊急計画連絡協議会の「新千歳空港緊急計画」及び国 (自衛隊等)や北海道等における事故対策本部等の支援・調整等により関係機関と連携 して活動を実施する。

2 用語の定義

- ・衛星等飛翔体とは、航空機等の落下物及び人口衛星等軍事目的以外の飛翔体で未確 認飛行物体を含む。
- ・航空機等とは、米軍用機以外の国及び公共団体・民間等が所有する飛行機等をいう。

3 対象危機事態

- (1) 国内外の機関等で発射される衛星等飛翔体で北海道の上空を通過し落下する可能性のある事態及び北海道(海域を含む)内での落下が確認された場合で多くの市民に恐怖心や不安感を与えるなど、平穏な市民生活が脅かされる恐れのある事態で警戒を要する事態。
- (2) 衛星等飛翔体が本市域(海域を含む)内に落下墜落炎上する可能性があるとの情報及び落下物体等の炎上等により、多数の死傷者が発生する大規模な事故など、市民生活に多大な被害や影響を与えると予想される危機事態。

4 想定被害規模

衛星等飛翔体が落下した場合の被害については、落下物体の性質及び物体の規模、 落下地点等により市民及び公共施設、企業施設等に被害を及ぼすことが想定される。

また、市民が心理的な動揺等により無秩序に行動を起こすなどの社会的混乱による事件・事故等の被害が想定される。

5 危機対応組織体制

衛星等飛翔体落下予測事態及び落下事態が発生した場合の市緊急対策本部体制と各部の役割について、次のとおりとする。

①警戒対策会議	衛星等飛翔体が北海道上空を通過し、北海道内(近海地
危機管理室、	域を含む)へ落下すると考えられる事態で、国及び北海
総合政策部、消防本部	道からの警戒通報があった場合。北海道危機対策局、警
	察等と連携して情報収集と関係機関等に対する情報提供
	を行い、不測の事態に備えた警戒監視の強化に努める。
②緊急事態等対策会議	衛星等飛翔体の落下予測又は落下情報が市域及び近隣市
議長 ~ 市 長	町の場合で一部地域に限定した被害発生が予想される事
委員 ~ 副市長、	態又は一部地域住民等への被害が発生し、環境影響調査
総合政策部長、消防長、	や救急救助活動等が必要となる事態。
市民生活部長、環境衛	北海道危機対策局、警察、関係機関等と連携して情報収
生部長、危機管理室長	集と避難対策、衛星等飛翔体落下による消火・救急救助
	活動等による対応に努める。
	※新千歳空港緊急計画に定める範囲
③衛星等飛翔体落下危機	衛星等飛翔体の落下情報等が本市域内の場合で広範囲に
対策本部	わたり市民の生命、財産が被害にあう可能性又は多数の
本部長 ~ 市 長	市民が被害を受けるなどの事態が発生した場合。
部員~部長会議メンバー	避難誘導体制、消火・救急救助体制、被災者支援活動体
	制をとり、企業施設等への被害状況の確認と被害拡大防
	止等の対応に努める。
L	

【主な各部の役割】

主な担当部局	主な役割
危機管理室	情報収集(緊急ネットワーク情報等の受信、確認等)
総合政策部	関係部局及び関係機関との情報伝達、対応情報等確認報告
	市民事業者への情報提供・広報、関係部局及び関係機関との総合調整、
	緊急事態等対策本部会議事務局
総合政策部	市民及び事業者への広報、報道機関への情報提供
消防本部	警防体制及び救急救助体制の確保、緊急情報の伝達と確認
市立病院	救急医療体制の確保(緊急医療体制の整備)
保健福祉部	救急医療体制の確保(緊急医療機関及び避難住民の健康支援)
環境衛生部	落下地域の環境影響調査等について関係機関と連携して対応する。

【主な関係機関】

	主な関係機関
苫小牧警察署	市民の避難行動等に関する事故・事件対処情報
北海道総務部危機対策局	緊急情報ネットワークシステムによる事故情報等伝達
苫小牧港管理組合	港湾区域等の施設等への影響及び被害状況調査と対応
苫小牧海上保安署	海上船舶及び海上での落下物等についての対応と対策
北海道防衛局	自衛隊航空機事故情報、事故機等捜索情報
陸上自衛隊第7師団	自衛隊航空機事故情報、事故機等捜索情報
航空自衛隊千歳基地	自衛隊航空機事故情報、事故機等捜索情報
東京航空局新千歳空港事務所	民間航空機事故情報、事故機等捜索情報
胆振東部森林管理署	国有林等への落下事故情報等の確認
苫小牧漁業協同組合	海上落下物等の情報確認、落下予定海域への出漁自粛要請

第2章 平常時の危機管理

1 日常的業務と各部の役割

危機管理室において、国や北海道危機対策局等が発信する危機事態予測情報及び危機対処方針等の危機管理情報を収集し予測される危機事態についての体制整備と情報伝達、救急救助及び警防体制、避難広報、被災者支援等の対策について検討する。また、民間航空機事故発生時の緊急事態対応として、新千歳空港緊急計画連絡協議会が策定する「新千歳空港緊急計画」等による災害発生に備えた行動計画に基づき、日ごろから各関係機関との情報交換及び災害発生対処活動等の役割分担を確認し、対応体制の整備を図る。

- (1)情報収集と分析 ~ 危機管理室及び総合政策部で関係機関等からの情報を収集し、危機事態の可能性について分析する。
 - ○ Em-Net (緊急情報ネットワークシステム~内閣府)
 - 北海道総務部危機対策局からの情報~FAX 通信
 - TV、ラジオ等報道媒体からの情報
- (2) 消防庁(北海道危機対策局経由)から市消防本部への情報伝達。 消防本部内の受信報告体制と関係機関への連絡を整理、確認する。
- (3) 苫小牧警察署等との情報交換及び緊急時の協力体制の整備 危機管理室は苫小牧警察署、苫小牧海上保安署、苫小牧港管理組合等の市内関係機 関との情報の相互共有を図り連携協力体制を確立する。
- (4) 消防本部の初動体制の確立
 - 市民通報の現地確認体制の整備
 - 教急救助及び警防体制の整備
 - ・現場広報活動体制(消防車両による広報活動)の準備 なお、航空機事故については、苫小牧市地域防災計画風水害等対策編第3章災害 応急対策計画の第24節大規模事故対策に規定する航空機事故への市の対応(資料

編別冊 16~航空機事故活動要領)に従い消防活動を実施する。

(5) 新千歳空港緊急計画連絡協議会における関係機関との連携活動。

民間航空機の新千歳空港及び空港周辺における航空機事故等の緊急事態の発生に 迅速かつ適切に対処するために東京航空局新千歳空港事務所と関係機関が緊密な協力体制を確立し、被害の軽減を図ることを目的に「新千歳空港緊急計画」を策定し 不測の事態に備えており、苫小牧市としても危機管理室、消防本部が連絡協議会に 参加し、関係機関と協力連携を蜜にして緊急事態に対処する。

- (6) 自衛隊機の事故対応等については、北海道防衛局、航空自衛隊千歳基地、陸上自 衛隊第7師団との災害発生時の緊急連絡体制や災害時活動について情報収集を行う。
- 2 危機発生時の連絡体制 (フロー図) 衛星等飛翔体落下予測事態及び 衛星等飛翔体の落下 落下事故緊急通報情報提供(政府機関等) 目擊緊急通報(住民等) 緊急情報ネットワークシステムによる通報(情報提供) (Em-Net) 北海道総務部危機対策局 東京航空局新千歳空港事務所、航空各社、北海道防衛局 航空自衛隊千歳基地、陸上自衛隊第7師団 警察 110 通報 情報提供・確認 消防 119 通報 総合政策部 危機管理室 消防本部 (警防課) 報告 報告 ・通報に対する確認出動 消防庁へ報告 • 救急救助活動準備指示 報告 情報提供現場等の確認 情報確認 苫小牧海上保安署 秘書室長 苫小牧港管理組合 · 市地域防災計画資料編別冊 苫小牧漁業協同組合 報告 16~航空機事故活動要領に 胆振東部森林管理署 市長・副市長 基づく消防活動開始 ・新千歳空港緊急計画による 活動開始 緊急事態等対策会議又は対策本部設置・会議開催指示 衛星等飛翔体緊急事態等対策会議設置 (事務局:危機管理室)

「危機管理指針の運用についての対策本部体制」により対策等を協議実施する。

第3章 緊急事態等発生時の基本的な対応

- 1 衛星等飛翔体の落下予測情報(政府機関等)に対する対応
 - (1) 緊急対応体制
 - ①落下予測情報の収集 ~ 危機管理室、総合政策部担当 政府機関等が発表する落下物、落下予定日、落下地域、落下による影響と被害 想定規模等の情報を適時収集し、状況分析したうえで、避難等の対応想定を検 討する。
 - ②対策本部緊急連絡体制避難勧告及び救急救助体制について連携し、事前協議 する。~ 危機管理室及び消防本部で対応する。
 - ③落下予測日の情報確認体制と報告体制の整備。 危機管理室、消防本部が連携し、情報収集と報告体制を整備する。
 - ※市域への落下予測事態及び落下事態が発生した場合に、緊急事態等対策会議又 は危機対策本部としての具体的な対応が必要となるが、それ以外の事態につい ては、警戒及び情報収集が主たる対応・対策となる。

(2) 衛星等飛翔体の落下予測及び落下想定事態別による緊急対応体制

※飛翔体が国民保護計画の危機事態に該当する場合は、同法に基づき行動する。

衛星等飛翔体の落下予測が北海道上空を通過|危機管理室及び消防本部による し北海道近海へ落下すると考えられる事態で| 国及び北海道から警戒通報があった場合。

不測の事態に備えた警戒監視強 化と情報収集の実施。

衛星等飛翔体の落下予測又は落下情報が市域 及び近隣市町の場合で一部地域に限定した被 害発生が予想される事態又は住民等への被害 が発生し、環境影響調査や救急救助活動が必 要となる事態。

北海道危機対策局、警察、関係 機関等と連携して情報収集と避

緊急事態等対策会議開催。

難対策、消火・救急救助活動等 の対応対策の実施。

衛星等飛翔体の落下情報が本市域内の場合で 広範囲において市民の生命、財産等が被害に あう可能性が高く避難等が必要となる場合又 は多数の市民が死傷するなどの被害が発生し た場合。

衛星等飛翔体危機対策本部設置 (落下予定地域住民の避難広報 誘導、落下地点の調査、立入 規制、被害状況調査及び救急 救助搬送、避難所開設、生活 支援復旧対策等実施)

(3) 広報広聴活動

避難勧告・指示等、市民の安全に関する情報等のほか、緊急輸送路の確保を図る ための交通規制状況に関する情報については、報道機関に依頼し、テレビ・ラジオ・ 新聞などを通じた幅広い広報を図る。

- ①市民からの問い合わせ対応窓口 ~ 危機管理室
- ②報道機関対応 ~ 危機管理室と総合政策部が連携して対応
- ③市民への落下予測警戒広報及び避難勧告等 ~ 総合政策部秘書広報課

- 2 衛星等飛翔体の落下目撃情報(住民等)に対する対応
 - (1) 緊急対応
 - ①緊急通報に対する確認 ~ 危機管理室
 - ・消防本部及び苫小牧警察署への通報内容の確認 (通報者以外の情報)
 - ・苫小牧港管理組合、苫小牧海上保安署へ情報の確認(海域落下情報の場合)
 - ②北海道総務部危機対策局に通報又は情報確認報告 ~ 危機管理室
 - ③落下地点の確認及び現場保存(立入規制) ~ 消防本部担当
 - ・救助及び消火活動の開始
 - ・危機管理室及び苫小牧警察署への報告連絡
 - ④現地本部の設置 ~ 危機管理室及び消防本部合同本部
 - 本部設置(本部車両配備~防災無線)~ 危機管理室
 - 現地対応指揮 ~ 消防本部
 - ・周辺住民への広報活動(現場広報) ~ 消防本部
 - ・立入禁止区域等の警戒規制 ~ 消防本部が苫小牧警察署と協力連携する。
 - ・対策本部等への状況報告・連絡担当 ~ 危機管理室
 - ※報道機関対応は、対策本部で公表する。現地本部は報道関係者への対応は しない。
 - ・避難地域の拡大の可能性が出た場合の避難勧告、誘導 ~ 対策本部
 - (2) 住民等への広報広聴活動
 - ・落下情報等事態の概要(報道関係を含む) ~ 危機管理室(対策本部)落下物、落下場所、危険物の有無、立入規制区域、被害状況等
- 3 落下現場の確認と被害調査
 - (1) 消防本部が初動対応として、落下情報地点の調査確認をする。
 - (2) 危機管理室が警察署へ落下情報等の詳細確認をする。
 - (3)被害状況及び被災者の救助状況と対応活動体制の確認。
 - (4) 落下地点周辺の環境調査等の対応 ~ 環境衛生部環境保全課担当

4 民間航空機の事故等災害対応

飛行場内及び飛行場から半径9km以内の範囲にあっては、新千歳空港緊急計画連絡協議会が策定する「新千歳空港緊急計画」に基づき、各関係機関が連携して対応と対策を実施するため、本連絡協議会の指示に従い緊急的な対応と対策を実施する。

それ以外の地域については、国及び北海道等関係機関と連携協力して対応対策を実施する。

なお、民間航空機事故の現場においては、「航空・鉄道事故調査委員会」の活動に協力するように留意する。

5 自衛隊機の事故等災害対応

自衛隊機事故において住民に被害が及ばない場合は、自衛隊が消火救助活動を行う。 ただし、住民等からの通報により消防本部が先に到着した場合は、消防本部が消火・ 救助活動を行い、自衛隊到着後は自衛隊が現場活動の調整を行うことになることから、 その指示に従い消火・救助活動等の支援対応等を行う。

なお、住民に被害が及ぶ場合は、消防本部は警察や自衛隊と連携して消火救助活動 を行う。

第4章 危機収束時の対応

1 緊急事態等の記録と課題整理

危機事態等報告書により、危機事象の発生経緯と緊急対策実施内容を理事者に報告 するとともに対策本部会議で事態対応についての分析と課題について整理総括する。

- ・緊急連絡体制(警戒体制、緊急事態等対応体制、国等関係機関への応援要請等連絡体制)
- ・広報活動体制 (予測事態等広報、落下事態等公表、避難勧告・誘導広報、立入規制 等広報、報道関係情報提供等)
- 緊急事態即応体制(情報確認、現場調査、警戒区域設定、救急救助搬送体制、医療機関受入体制)
- ・北海道電力、北海道ガス、NTT、JR等をはじめとするライフラインの早期回復への協力要請と復旧状況の把握

2 被災者救済支援及び生活再建とライフライン等の復旧対策

被災住民の救済対策として「市民相談窓口を開設」するほか、国及び北海道並びに 危機事態等の事故原因者等に対し、被災者救済への対応を強く働きかけるほかライフ ライン復旧計画を早急に実施できるよう関係機関へ要請する。

危機管理情報報告書

(市民情報)

事故事件等 報告日時	平成	年	月	日	時	分	現在	受信日時	平成	年	月	日	時	分受信
提供者								受信部課			部		課	係
住 所		町	-	Т	目	番	号	受信者名						
電話番号等								受信方法	□電話	■イン	ノターネ	ット	□面談(来	· · 現場)
提供者の立場	□匿≉	名希望]詳細訂	己載								
事の情事の報故の報故のというでは、「我ないのは、我ないのは、我ないのは、我ないのは、我には、我には、我には、我には、我には、我には、我には、我には、我には、我に			れら お、	に類で 後日、	する事態	態でī 生活に	市民から	る事件事故等の緊急を受ける。通報のあった関連を及ぼす事態	重情報に	こつい	て報告	する	。な	

(市民生	上活部)					(担当部	邪)				
部	長	危機管理室長	主	幹		部	長	次	長	課	長
					←						
					(対応・協議)						

危機管理発生状況報告書

(担当部作成)

事故事件等 報告日時	平成 年	月日	時 分現在	受信日時	平成 年	月 日 日	诗 分受信
報告者				受信部課	音	課 課	係
所 属	咅	课 課	係	受信者名			
電話番号等		内約	泉	受信方法	□電話 ロイン	ターネット □面詞	炎(来庁・現場)
発生日時	平成	年 月	日	時	分頃		
党知日時	平成	年 月	日	時	分 現在		
発生場所							
	危機の	の種類					
事故事態等の 概要	状況(の把握	□確認	□伝聞	口推測	□調査中	
情報提供内容 (事故等の場所 知った経緯・ 該当する法令 違反など)		する事態に	基本方針に定め ついて報告する。 等の概要が詳細				
	状況把握	□ 確認	□伝聞	口推測	□調査中		
	人的被害	死 者	負傷者	行方不明	感染者		合 計
被害状況	人的板岩		名 名				名
	物的被害	建物損壊	車両被害	環境汚染	ライフライン停止	器物損壊	
タカリーナンノナフ	〇応急措置						
各部における 応急措置及び 初動対策							
	○初動対策						
	〇住民周知						

※この報告書は、主に各部の 所管する施設及び行政事務上 の危機事態について使用す

	(担当部)		
決栽年月日	部長	次 長	課長
平成 年 月 日			
□ 危機管理室報告			
平成 年 月 日			

危機管理発生状況報告書

(危機管理室作成)

報)

事故事件等 報告日時	平成 年	月日	時 分現在	受信日時	平成 年	月日	時 分受信			
報告者				受信部課	市戶	民生活部危机	幾管理室			
所 属		部		受信者名						
電話番号等		内	線	受信方法	□電話 □イン	 /ターネット [□面談(来庁•現場)			
発生日時	平成	年 月	日	時 2	————— 分 頃					
覚知日時	平成	年 月	日	時 🦸	分 現在	_				
発生場所										
	危機の	の種類								
事故事態等の 概要	状況(の把握	□確認	□伝聞	□推測	□調査□	‡			
情報提供内容										
(事故等の場所	1									
知った経緯・										
該当する法令										
違反など)										
	状況把握	□ 確認		□推測	□調査中					
被害状況	人的被害	死 者	負傷者	行方不明	感染者	,	合計			
拟古仏况	物的被害	建物損壊	<u>名│ 名</u> 車両被害	<u></u>	名 ライフライン停止		名名			
					- 1- 11-					
	〇応急措置									
各部における 応急措置及び										
初動対策										
	〇初動対策									
	〇住民周知									
市長	樋口副市長	中野副市	長 秘書室長	1	市民生活部長	危機管理	室長 主 幹			
				◆──── 報告対応協議						
				報告对応協議 ※担当部同席						
· · ·	P	·			i	- 1	ı			
<u>決栽年月日</u> 緊	平成 急事態等対策		月 日 等	1	(添付書類)					
						丰				
□開催する	口担当	部で対策本語	部設置する		①各部報告書及び市民情 報報告書の原本コピー					

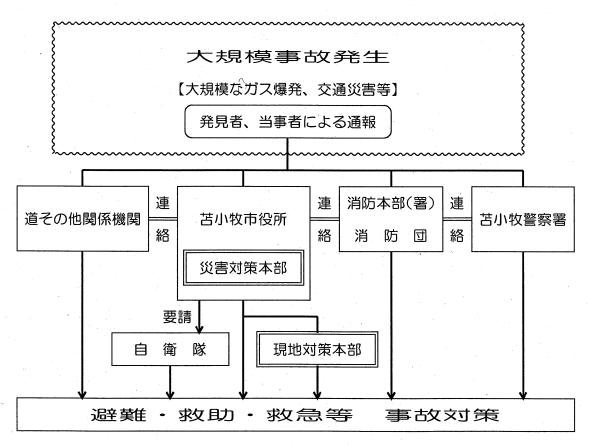
資 料

- 1 「苫小牧市地域防災計画風水害対策編第3章災害応急対策計画の第24節大規模事故対策(航空機事故等を含む)に対する市の対応」
- 2 「苫小牧市地域防災計画資料編別冊 16 (航空機事故活動要領)

第24節 大規模事故対策

大規模事故が発生した場合、いち早い情報の収集と、事故の種類と被害状況に合った対応が必要である。この節は、大規模事故の種類とその対応について定めたものである。

項	目	内	容	-		担	当	班	
大規模対策	事故の	●大規模事故の種	類						
外來		●大規模事故に対	けする市の	対応	総括部災害 消防部各班		H、総括	5部連絡記	己録班、



< 避難・救助・救急等事故対策へのながれ>

第1 大規模事故の種類

市が対応する主な大規模事故は、次のものがあげられる。

- 〇 大火
- ガス、化学物質の漏えい、大規模なガス爆発
- 大規模な交通災害(航空機事故、列車事故、自動車事故)
- 土木工事における事故

第2 大規模事故に対する市の対応

1 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況などの情報を判断して必要な配備体制をとり、救助・救護などに必要な部・班を動員する。なお、必要な場合は現地に現地事故対策本部を設置する。

2 情報の収集・連絡

事故が発生した場合は総括部連絡班が情報の収集・整理を行い、必要な機関に連絡する。 市及び関係機関で対応できない場合は、道を通じて自衛隊の出動を要請する。

また、消防庁の「即報基準」に該当する火災·災害等のうち「新即報基準」に該当するものについては、その第1報を消防庁にも報告する。

3 航空機事故への対応

近年の定期航空網の整備、小型飛行機及びヘリコプターの普及等を考慮すれば、ほとんどすべての場所で航空機による災害が発生する可能性がある。本市内において航空機事故が発生した場合、資料編別冊16「航空機事故活動要領」により対処するものとする。

4 緊急避難

消防部各班は、大火、ガス・化学物質の漏えいなどの場合は、警察署と協力して住民に避 難を指示する。

なお、避難方向や避難場所については風向きや現場の情報を収集し適切に判断する。

5 応急活動

大規模事故対策として必要な応急活動は次のとおりである。なお、各項目の詳細については、各節を参照のこと。

0	道・自衛隊・ボランティアへの応援要請	第5節
0	傷病者の救出・搬送	第7節
0	災害現場における応急医療	第8節
0	遺体の安置	第9節
0	乗客などの避難誘導	第10節
0	避難所の開設・運営	第10節
\bigcirc	避難者への食糧、必需品の供給	第10節
0	現場の警戒	第12節

第3章 航空機事故

第1節 初動体制

1 適用基準

本章は、別表1に定める固定翼航空機(滑空機を除く。以下同じ)及び回転翼航空機の火災、その他の事故(以下「航空機事故」という。)が、発生又は発生のおそれがある場合において適用する。

2 発災通報の処理

署通信係は、前項に定める航空機事故発生の通報を受報した場合は、別表2に定める通信連絡系統に基づき、関係機関へ通報するものとする。なお、米軍機に限り北海道防衛局に対し、様式1による通報を行うものとする。

3 出動指令

航空機事故発生の通報を受報した場合は、別表3に掲げる発災場所の区分に応じ、苫小牧市消防隊等出動計画に定めるところによるが、原則として三点セットを同時に出動させるものとする。

第2節 警防活動上の基本原則

1 災害現場指揮本部の設置

- (1) 航空機事故が発生した場合は、原則として災害現場指揮本部(以下「指揮本部」という。)を設置し、火災状況、被害状況等の災害実態の把握と警防活動方針の早期確立を図り指揮本部長の命により統一ある行動をとらなければならない。
- (2) 苫小牧市災害対策本部及び現地本部(以下「市災対本部」という。)が設置されている場合、指揮本部長は、市災対本部との連絡を密にする。
- (3) 指揮本部の運用については、指揮本部活動要領の定めるところによる。

2 基本的な部隊編成

出動する消防隊の基本的な部隊編成は次のとおりとし、部隊編成に基づく消防隊等の 指定は別表3のとおりとする。

- (1) 救助隊 事故現場における救助、救護等の活動を行う救助隊及び救急隊
- (2) 消火隊 火災が発生又は発生するおそれのある航空機に対し、泡消火薬剤又は水により消火活動を行う消防隊
- (3) 補水隊 消火隊に対し消火用水を供給する消防隊

3 現着時の情報収集

現場最高指揮者又は先着消防隊長が行う。現着時の情報収集項目は、別表4のとおりとする。

4 救助活動の基本原則

航空機事故における救助活動は、次のとおりとする。

- (1) 航空機のうち、旅客機での事故の場合は、多数の要救助者が予想されることから、救助隊のほか消火隊又は補水隊の中から救助活動を行う隊を指定し、救助活動を行う。
- (2)機体の内部進入は、消火隊により救出路及び避難路を確保し風上、風横からとする。
- (3) 内部進入口は、搭乗出入口及び非常口を基本とし、次の場所を選定するものとする。 ア 乗客等が多数閉じ込められていると認められる場所
 - イ 延焼危険の大きい部分に接近した出入口
 - ウ 他隊の支援が得られやすく、救出路の設定、確保及び要救助者の収容が容易な 場所
- (4) 出入口、非常口の開閉が極めて困難な場合は、原則として窓の上部(窓を含む)を 切断し進入口を設定する。この場合、航空関係者の協力を求めるものとする。
- (5) 要救助者の検索は、人命危険の大なる場所から順次実施する。
- (6) 救助は、救助が容易な位置又は容易な状態の者から行う。ただし、重症者等はその症状等により優先する。
- (7) 救助を行うときは、二次災害の防止のため酸素及び燃料等の遮断、マスタースイッチ又はバッテリーの遮断により電源供給を停止し行うものとする。ただし、これらの措置が不可能な場合は、援護注水等の支援体制を確保して行う。

5 消火活動の基本原則

消火隊は、風向及び延焼状況に応じて航空機の周辺に部署し、主として航空機燃料による火災の鎮圧を図るとともに、救出路及び避難路の設定、確保を行い、人命救助の実施及びその支援を行うことを基本とし、次のとおりとする。

- (1) 消火は、大型化学車、大型高所放水車、普通化学車の泡ターレット又はハンドライン等により行う。
- (2) 泡ターレットによる消火は、主として胴体部と翼部の火災の分離を図るものとし胴体に対し泡放射を行う。
- (3) ハンドラインによる消火は、主として救出路及び避難路の設定と確保を行うものとし、進入口付近に泡放射を行う。
- (4) 先着隊は、後着隊の到着を待つことなく現着後直ちに泡放射を行い、救出路及び避難路の確保に着手する。
- (5)後着隊は、先着隊の防御の粗なる部分の防御にあたるほか、航空機の周辺に流出している燃料の着火防止のため、泡放射を行い延焼拡大を防止する。
- (6) 空港内における消防用施設等は、資料のとおり。

6 胴体着陸時の措置

航空機が着陸装置等の故障により、空港又はその他の場所に胴体着陸を実施する場合は、滑走路等の着陸場所に泡消火剤を放射し出火防止を図るものとする。

- (1) 泡被覆の長さは、着陸滑走距離の3分の1を目標とし、乗客数、収容貨物量等により増減する。
- (2) 泡被覆の幅は、双発機にあってはエンジン幅間隔の1.5倍、単発機にあっては、8~10 mとする。
- (3) 泡被覆の厚さは、4~5 cmとする。
- (4) 泡被覆が時間的又は泡薬剤の不足等から余裕がない場合は、着陸地点から100m ~150m程度を全面被覆し、その他は重点的に被覆する。
- (5) 泡被覆が終了した場合は、着陸地点及び停止予想地点に化学車を配置し、防御体制 を確保する。なお、停止地点が不明の場合は着陸機の後方又は側方から伴走警戒を行 う。

7 市街地における航空機事故

市街地において航空機事故が発生した場合は、多数の死傷者を伴うとともに延焼危険が大であることから、早期に多数の消防隊を集結し活動を行うものとする。

- (1) 消防隊のうち消火隊は、主として事故機の消火救難にあたるものとし、補水隊は市 街地の延焼拡大防止を行う。
- (2) 救助隊は、主として事故機周辺の人命救出にあたるものとする。ただし、当該事故が公衆の出入りする施設等と併合する場合は施設全般とし、必要に応じ消火隊又は補水隊の一部又は全部から特命救助隊を指定し人命救助を行う。

8 現場救護活動の原則

航空機事故における現場救護活動は、次によるものとする。

- (1) 航空機事故に火災が伴う場合は、指揮本部活動要領第24条及び本章第5項に基づく部隊編成により救護活動を行う。
- (2) 航空機事故に火災が伴わない場合又は火災による人命危険が排除された後において は、第4章多数傷病者事故等の救急活動の定めるところにより活動する。
- (3) 災害現場の状況に応じ必要なときは、自衛隊の応急救護を要請するものとする。

第3節 安全管理

航空機事故の消火活動及び救助活動に共通する安全管理事項は、次のとおり。

- (1) 空港敷地内に進入する場合は、空港関係者の誘導を求めること。
- (2) ジェット機のエンジン駆動時は、エンジンの後方にあっては45m、前方にあっては8mの距離を保持し、熱傷及び引き込まれの防止を図る。
- (3) プロペラ機にあっては、停止していても触れない。
- (4) 主翼及びタイヤへの接近は極力避ける。

- (5) 事故機に対する接近は、風上、風横を基本とするが自衛隊及び米軍が使用している航空機(以下「軍用機」という。)にあっては側方又は後方とする。
- (6) 航空機から流出した航空燃料による化学熱傷を防止するため、ゴム長靴を着装すること。

附則

この庁達は、昭和60年3月1日から施行する。

附則

この庁達は、平成5年11月1日から施行する。

附則

この庁達は、昭和60年3月1日から施行する。ただし、航空機事故活動要領(消防長庁 達第3号昭和63年8月10日付け)は平成19年3月31日で廃止する。

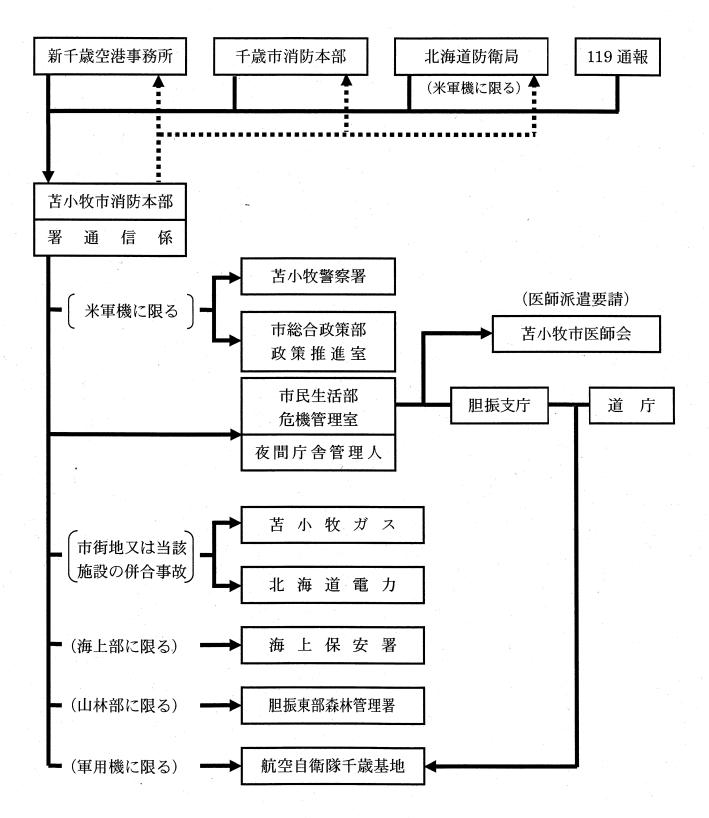
附則

この庁達は、平成21年9月1日から施行する。

航空機の種類

分類	区 分	名 称
軽航空機	気 球	
空 機	飛行船	
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	滑空機 (動力滑空機を含む)
重航	固定翼航空機 (固定・回転翼併用航空機を含む)	プロペラ機
重航空機		ジェット機
	回転翼航空機	ヘリコプター

通報連絡系統



※ ••••• は、当該機関から通報があった場合は省略する。

部 隊 編 成

X A	発災場所	救助隊	消火隊	補水隊
特別第2出動	千歲市行政管轄区域	特別救助隊 沼ノ端救急隊		沼ノ端管轄区域での特別火災第2出動隊のうち左記以外の消防隊
特別第2出動		特別救助隊 救急第2出場隊	大型高所放水車 大型化学車	災害発生地での特別水 災第2出動隊のうち左 記以外の消防隊
特別第3出動	苫小牧市 行政管轄区域	特別救助隊 救急第3出場隊	泡原液搬送車 化学車 (必要台数指定)	災害発生地での特別水 災第3出動隊のうち左 記以外の消防隊
特別第4出動		特別救助隊 救急第4出場隊		災害発生地での特別火 災第4出動隊のうち左 記以外の消防隊

現場最高指揮者は、災害現場状況に応じ消防隊を増減するものとする。 備考

千歳市以外の市町村の区域にあっては、北海道広域消防相互応援協定による。

情報収集項目

項目		内			容				
事故機の機種		ジェット・プロペラ・ヘリコプター・その他 ()							
事故機の用途		旅客機・貨物機・軍用機・その他())		
= 14 0	45 DJ	200			住宅・公衆	利用・	その他		
事故の種別 		単独事故・併合事故		併合対象区分	山林原野・	——— 海上・ ²	その他		
	乗務員	搭乗数	人	救出数	,	\			
人命危険	乗 客	搭乗数	人	救出数		<u></u>			
,	延焼拡大	隣接建築物・危険物施設・交通機関・その他 ()							
2次災害危険 引火爆発 ガス・危険物・爆発物・その他 (
	倒壊落下	建築物・工作物・その他 ()							
	人口水利	消火栓・貯水槽・屋外給水栓・その他(
水利状況	自然水利	川 河川・湖沼・海・その他 ()							
その他									
先着消防隊集結状況		所属機関名	千歳市	・空港事務所・	自衛隊・その	他()		
		集結車両	化学車 救急車		ポンプ車 特殊車	台台			
その他消防活動上特殊な事象									
					e de la companya de La companya de la co				

- 備考 1 先着消防隊長は、上記の項目中収集可能なものを収集し、現場最高指揮者に報告する。
 - 2 現場最高指揮者は、未収集情報を収集し、情報の早期確立を図る。